

福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業業務委託
事業者募集要項（令和８年度契約）

令和８年８月

福岡市こども未来局こども健やか部こども健やか課

1 趣旨

家事や育児に不安、負担を抱える世帯にヘルパーを派遣し、家事及び育児の援助や出産・子育てに関する悩みの話し相手となることで、育児不安や負担の軽減、家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的に実施している福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業について、令和8年度の受託事業者を下記のとおり追加募集するもの。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業

(2) 実施区域

福岡市全域又は特定の区を指定して実施

(3) スケジュール

当面の間（令和8年11月までを予定）、募集を実施

※応募状況等を踏まえ、予定よりも早く募集を終了する場合あり

(4) 事業の実施方法

福岡市と実施事業者で委託契約を締結

(5) 事業の実施期間（契約期間）

契約締結日～令和9年3月31日

※審査の結果、受託事業者として決定した後、個別に契約締結日を決定

3 事業の内容

本事業は、日中（午前8時から午後18時）、家事や育児に不安、負担を抱える世帯にヘルパーを派遣して次表に掲げるサービスを提供するもの。

区 分	サービス内容
①家事援助	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助
②育児援助	ア 授乳の準備、介助 イ おむつ交換 ウ 沐浴の介助 エ きょうだい児（就学前）の世話 オ 適切な育児環境の整備 カ その他必要な育児援助
③外出援助	ア 子育て支援に資する外出への同行援助 イ その他必要な外出への同行援助

※事業の詳細は、別紙「福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業委託仕様書」をご参照ください。

4 費用について

(1) 委託料

以下①、②について、受託事業者からの請求に基づき、市が支払うものとする。

① 登録事務手数料

利用登録 1 件につき、登録事務手数料 1,860 円（消費税及び地方消費税を含む）

② 利用料

サービス 1 回につき、利用料 6,000 円（消費税及び地方消費税を含む）から

表 1 の利用者負担額を控除した額

（表 1）

世帯区分	利用者負担額（1 回 2 時間以内）
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0 円
その他の世帯	500 円

(2) 交通費等

受託者は、産前・産後ヘルパーの派遣に要する交通費（パーキング代を含み、500 円を限度とする）を徴収することができる。また、産前・産後ヘルパーが生活必需品の買い物、その他のサービスを行う際に必要となる交通費等については、実費相当額を利用者から徴収することができる。

(3) キャンセル料

利用希望者の都合でサービスの提供が中止となった場合は、受託者は表 2 に定める額を上限としてキャンセル料を利用希望者から徴収することができる。ただし、災害等のやむを得ない事由（地震や台風・水害などにより、利用希望者が被災した場合や、通信障害が発生した場合とする。また、感染症等により利用希望者が急な体調不良となった場合や、陣痛や急な出産による場合も含むものとする。）により、訪問日の前営業日 17 時までに利用希望者から連絡がなかった場合は、表 2 に定める額を市に請求できるものとする。

（表 2）

利用希望者の都合によりヘルパーの派遣が中止された場合の利用者負担額	
訪問日の前営業日 17 時までに受託事業者へ連絡があった場合	0 円
上記以降に受託事業者へ連絡があった場合	2,100 円
当日訪問出発前までに受託事業者へ連絡がなく、訪問してしまった場合	2,100 円 ＋交通費等の実費相当額（上限 500 円）

5 事業者の要件

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）等であり、福岡市

内に事業所があること。

- (2) 同種又は類似の事業の実績が1年以上あること。
- (3) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する者、又はこの事業を適切に運営ができると認められる者であること。
- (4) 委託業務の遂行に必要な事務処理能力及びパソコン操作能力を有していること。
- (5) 本事業を適切に実施するためのヘルパーの管理体制及び研修体制が整備されていること。
- (6) 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができること。
- (7) ヘルパーとして派遣可能な従事者を3名以上有していること。なお、派遣するヘルパーは次の①及び②に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭の資格を有するものであること。
 - ② 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

6 応募方法

(1) 応募書類の配付

- ① 配布場所 「8 問合せ先」に同じ。
- ② 配付時間 市役所開庁日の午前9時半～午後5時まで
 - ※ 来庁の際は、事前に担当課「8 問合せ先」までご連絡ください。
 - ※ 応募書類は福岡市ホームページ（URL：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

(2) 応募書類の提出

- ① 提出方法
 - 郵送又は持参
 - ※ 持参する場合は、事前に担当課「8 問合せ先」までご連絡の上、市役所開庁日の午前9時半から午後5時までに持参してください。
- ② 提出先 「8 問合せ先」に同じ。

(3) 応募書類

- ① 福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業者登録申込書（様式1）
- ② 福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業実施計画書（様式2）
- ③ ヘルパー名簿（様式3）
- ④ 事業者の概要（様式4）
- ⑤ 役員名簿（様式5）
- ⑥ 定款、会則等

(4) 応募上の注意事項

- ① 応募書類は2部（原本1部、写し1部）提出すること。
- ② 役員名簿については、福岡市暴力団排除条例に基づき、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、警察への照会、確認を行うことに使用する。

- ③ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担となります。
- ④ 提出された書類については、返却しません。
- ⑤ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

(5) 応募資格

次のすべての項目に該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令 167 条の 4 に該当する者ではないこと。
- ② この募集要項の応募期間において、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
 - ※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- ③ この募集要項の応募期間において、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続きの申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主な活動目的としていない者であること。
- ⑦ 役員等（事業者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、事業者が個人である場合はその者をいう。）が、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 審査及び結果の通知

応募書類及びヒアリング等により審査を行い、受託事業者を決定の上、審査結果を応募者に通知します。

8 問合せ先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 （福岡市役所 13 階）

福岡市こども未来局こども健やか部こども健やか課 担当 黒石

電話 092（711）4065 FAX 092（733）5534

E-mail k-sukoyaka.CB@city.fukuoka.lg.jp